

令和6年度は 三師届・業務従事者届出の届出年度です



令和6年11月18日より届出開始



令和6年11月18日

R6年届出用の仕様にシステム
を更新

令和7年1月15日

届出締め切り



ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

健康・医療

医療従事者による2年に一度の届出 （三師届・業務従事者届）について

- 新着お知らせ
- 医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について
- 届出方法
- 関連ページ

新着お知らせ

（令和6年11月12日追記）

- 「2. 紙による届出」の医師・歯科医師・薬剤師の届出票、記入要領、記入例を令和6年届出用に更新しました。
- 「問い合わせ」に、オンラインによる届出に関する照会先を追記しました。

（令和6年11月18日追記）

- オンラインからの届出を行う専用サイトである医療従事者届出システム（リンク先）を令和6年届出用に更新しました。
- 「1. オンラインによる届出」の「（1）医療従事者届出システムの利用に関する資料」に掲載している資料を令和6年届出用に更新しました。

医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師の方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、12月31日現在における業務従事状況等について、厚生労働大臣や都道府県知事へ届出いただく必要があります。今年度は届出年度になりますので、**令和7年1月15日（水）**までに届出票の提出をお願いします。

医師・歯科医師・薬剤師による届出（三師届）や業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士による届出（業務従事者届）については、従来、紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事先の医療機関等（※）にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております（紙による届出も可能です）。なお、医療機関等に勤務しない医療従事者は、紙による届出となります。

※ 医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業、販売

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

健康

食品

医療

医療保険

医薬品・医療機器

生活衛生

水道

福祉・介護

雇用・労働

年金

他分野の取り組み

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

審議会・研究会等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html

※ 医療従事者届出システムを利用できるのは、医療機関等にお勤めの方のみです。個人で届出を行う方は紙による届出となります。